

**令和6年度**

**小平市 学校施設  
スポーツ団体開放**

**利用案内**

学校施設スポーツ開放は、各学校と利用者のみなさん、地域住民の御理解・御協力の上で運営しています。ルール・マナーを守り、責任を持って安全・丁寧に御利用ください。

# 1 目次

- 1 目次
- 2 スポーツ団体開放について
  - (1) 概要
  - (2) 校庭の開放について
  - (3) 体育館の開放について
- 3 団体登録について
  - (1) 登録要件
  - (2) 登録方法
- 4 学校体育施設の利用方法
  - (1) 利用までの流れ
  - (2) 利用のキャンセルについて
  - (3) 追加申込みについて
  - (4) 文化スポーツ課からの連絡について
- 5 利用上の注意
  - (1) 校庭・体育館（共通）
  - (2) 校庭
  - (3) 体育館
  - (4) 学校別の特記注意事項
  - (5) 利用許可の取消しについて
- 6 その他
  - (1) 学校施設スポーツ開放連絡会議について
  - (2) 問合せについて

## 2 スポーツ団体開放について

### (1) 概要

学校体育施設（校庭及び体育館）を学校教育の支障のない範囲で、アマチュアスポーツを目的とする団体に開放する制度です。定期的な利用を原則としており、登録すると、その年度内は同じ曜日・時間帯で活動できます。（登録した曜日・時間帯以外の申請は原則できません。また、他団体と重複した場合は、利用時間を調整します。）

ただし、学校行事や施設の工事等で利用できないなど、あくまで学校教育に支障のない範囲でのご利用になります。

※市営グラウンド、市民総合体育館とは、運営方法が異なります。

#### 開放を中止する時の例

- ・ 運動会やその他行事（地域のお祭り等含む）及び、その準備期間
- ・ 選挙
- ・ 施設の工事期間

（工事の進行をスムーズに図るため、また、安全を確保するために開放を中止することがあります。）

学校体育施設の利用の流れは下記のとおりです。

#### 団体登録

- ・ 学校施設を利用するためには、団体登録が必要です。
- ・ 有効期間は4月～翌年3月の1年間です。

#### 利用申込

- ・ 団体登録後、利用申込ができます。
- ・ 毎月、所定の期間に申込書を提出してください。

#### 利用

- ・ 利用許可書で許可された日時に利用できます。
- ・ 利用上の注意（P.11）をよく読んだ上でルール・マナーを守り、責任を持って安全、丁寧に御利用ください。

#### 報告

- ・ 利用後は、利用報告書を提出してください。

## (2) 校庭の開放について

### ①利用可能校

小平市立小学校（19校）

### ②開放日・時間

ア 小平市立小学校（小平第六小学校を除く）

曜日	時期	開放時間
月曜～金曜		開放していません
土曜・日曜・祝日	4～9月	8：30～17：45
	10～3月	8：30～16：45

※12月27日～1月5日は開放を中止しています。

※十三小は、芝生の状況により、急遽使用ができなくなる場合があります。

イ 小平第六小学校

曜日	時期	開放時間
月曜～金曜	4～11月	18：00～21：00
	12～3月	開放していません
土曜・休日	4～11月	8：30～21：00
	12～3月	8：30～16：45
日曜	4～9月	8：30～17：45
	10～3月	8：30～16：45

※12月27日～1月5日は開放を中止しています。

### ③利用可能種目

サッカー、少年軟式野球等

### (3) 体育館の開放について

#### ①利用可能校

小平市立小学校（19校）

小平第一中学校（アリーナ・武道場）

花小金井南中学校（アリーナ・柔道場・剣道場及び多目的室）

#### ②開放日・時間

ア 小平市立小学校・小平第一中学校

	月	火	水	木	金	土	日		祝日
							第1・2	第3～5	
一 小	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
二 小	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	12:30～ 18:30	—
三 小	18:00～ 20:45	—	—	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	12:30～ 18:30	12:30～ 18:30	—
四 小	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	12:30～ 18:30▲	12:30～ 18:30▲	—
五 小	—	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	12:30～ 18:30	12:30～ 18:30	—
六 小	18:00～ 21:00	—	18:00～ 21:00	18:00～ 21:00	18:00～ 21:00	18:00～ 21:00	12:30～ 21:00	9:00～ 21:00	9:00～ 21:00
七 小	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	12:30～ 18:30	—
八 小	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	—	19:00～ 20:45	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
九 小	18:00～ 20:45	19:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	19:00～ 20:45	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
十小	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	—	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
その他 小学校	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	18:00～ 20:45	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	—
一 中	19:00～ 21:00	19:00～ 21:00	19:00～ 21:00	19:00～ 21:00	19:00～ 21:00	19:00～ 21:00	9:00～ 17:00●	9:00～ 17:00●	—

☆花小金井南中学校は次のページに記載

▲学校都合により、月2回～3回程度の開放となる見込みです。

●部活動の大会等で、開放中止になることがあります。

※二小、四小、七小の第5日曜の開放時間は、9:00～18:30となります。

※12月27日～1月5日は開放を中止しています。

イ 花小金井南中学校

	利用区分	月	火	水	木	金	土	日	祝日
アリーナ	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○	○	○
柔道場	9:00~11:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	11:00~13:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	13:00~15:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	15:00~17:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	17:00~19:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○	○	○
剣道場 ・ 多目的室	9:00~11:00	○	○	○	○	○	—	○	—
	11:00~13:00	○	○	○	○	○	—	○	—
	13:00~15:00	○	○	○	○	○	—	○	—
	15:00~17:00	—	—	—	—	—	—	○	—
	17:00~19:00	—	—	—	—	—	○	○	○
	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○	○	○

※12月27日～1月5日は開放を中止しています。

※柔道場は、原則として畳を敷いてある状態で使用するの、柔道など、畳が敷いてあっても利用可能な団体が申請してください。

※多目的室のみの貸出はせず、剣道場との一体での貸出とします。

※剣道場・多目的室は、部活動でも使用するため、平日の15時～19時、土曜・祝日の9時～17時の間は利用できません。

※剣道場・多目的室は、武道(剣道等)の授業で年間3か月程度使用する予定があるため、その期間も利用できない場合があります。予めご了承ください。

※その他、学校行事等で利用できない場合がありますので、予めご了承ください。

③利用可能種目

屋内球技、武道等

※各学校の設備上、学校によって利用できない種目があります。

(フットサルは、第一中学校及び花小金井南中学校で利用可能です)

## 3 団体登録について

### (1) 登録要件

下記全ての条件に該当する団体が登録できます。

- ・小平市に在住・在勤・在学する者が10人以上で構成されている
- ・代表者及び利用責任者が18歳以上である
- ・アマチュアスポーツ活動を目的とする
- ・営利を目的としない

#### ◆営利目的について

団体を主催する者が月謝等を徴収する形式は営利目的となります。ただし、消耗品費（ボール等）や、スポーツ保険料等、活動に最低限必要な会費の徴収は営利目的となりません。

※利用状況が悪い場合（活動人数が常時2～3名、又はキャンセルが多い等）、申請に虚偽がある場合、報告書の提出がない場合等、登録後でも御利用をお断りする場合があります。

### (2) 登録方法

下記の書類に必要事項を記入し、市民総合体育館窓口に提出してください。

- ①小平市開放施設利用団体登録申請書（2枚複写）
- ②団体会則
- ③会員名簿
- ④日時等調整用アンケート（体育館利用団体のみ）

※上記①～④の書類は、受付期間中に全て市民総合体育館で受け取れます。

※上記①～④の書類は、下記の期間内であれば、小平市ホームページから書式をダウンロードすることも可能です。ただし、メールでの提出はできません。必ず印刷して市民総合体育館窓口に提出してください。

（ダウンロード可能期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月21日（日）まで）

※団体会則・会員名簿は、記載事項を満たせば書式は問いません。

※小・中学生が所属していて新年度に会員が確定する団体は、会員名簿のみ4月28日（金）までに文化スポーツ課へ提出してください。

#### (ア) 登録受付期間

令和5年12月20日（水）～令和6年1月21日（日）（土日可）【厳守】

午前8時30分～午後9時（12月29日（金）～1月4日（木）を除く）

※令和6年1月9日（火）は、午前8時30分～午後5時まで

※上記登録受付期間終了後の申込みについては、期間内に登録した団体を優先して登録した後、2月20日（火）から利用登録のない時間帯についてのみ登録を受け付けます。

### (イ) 登録有効期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの1年間

※年度途中で登録した場合も令和7年3月31日までです。

### (ウ) 書類提出後の流れ

- ・登録受付期間内に受け付けた申請は、利用日時・利用校の調整後、2月20日（火）から「小平市開放施設利用団体登録証」を市民総合体育館窓口でお渡しします。その登録証の学校・曜日・時間を4月分の申請書にご記入ください。
- ・複数の団体が同一の日時・場所での利用を希望する場合には、日時等調整用アンケートに基づき、日時・場所を調整（変更）します。御希望に添えない場合がありますが、御了承ください。

### (エ) 花小金井南中学校の利用登録について

花小金井南中学校は開放施設として、「アリーナ」、「柔道場」、「剣道場」及び「多目的室」がありますが、多目的室のみの貸出はせず、剣道場との一体での貸出となりますので、剣道場及び多目的室を希望する団体は、登録申請書及び利用申込書の開放施設欄について、必ず剣道場と多目的室の両方にチェックして申請願います。

### (3) 学校、市民総合体育館指定管理者との情報共有

市民総合体育館窓口で受付・交付など行うため、登録された団体の情報や、利用申請の情報は、関係機関（学校、指定管理者）との間で共有します。



## 4 学校体育施設の利用方法

### (1) 利用までの流れ

#### ① 申込書記入

市民総合体育館窓口で「小平市開放施設利用申込書」（3枚複写）を記入し、提出してください。（P 16に申込書記入例がありますので、ご確認ください。）

※利用希望日時・学校は、団体登録で認められた範囲内で記入してください。

※不正利用防止のため、申請書はその場で記入・提出していただきます。持ち帰ることはできませんので、ご留意願います。

#### ② 許可書発行

提出された申込書をもとに、下表スケジュールで「小平市開放施設利用許可書」を発行します。許可書は利用予定日までに市民総合体育館窓口で受け取り、利用許可日時を確認してください。（P 17に許可書の例がありますので、ご確認ください。）

各月の申込み・許可書発行のスケジュールは下表のとおりです。

令和6年度小平市学校施設開放利用申込予定表		
利用月	申込受付	許可書発行日
令和6年4月分	2月20日～29日	3月21日（木）～
5月分	3月21日～31日	4月22日（月）～
6月分	4月22日～30日	5月20日（月）～
7月分	5月20日～31日	6月20日（木）～
8月分	6月20日～30日	7月22日（月）～
9月分	7月22日～31日	8月20日（火）～
10月分	8月20日～31日	9月20日（金）～
11月分	9月20日～30日	10月21日（月）～
12月分	10月21日～31日	11月20日（水）～
令和7年1月分	11月20日～30日	12月20日（金）～
2月分	12月20日～28日	1月20日（月）～
3月分	1月20日～31日	2月20日（木）～
（参考）4月分	2月20日～28日	3月21日（金）～

#### ③ 学校体育施設の利用

許可書を警備員に提示し、御利用ください。なお、利用を許可された時間には準備・片付けの時間も含まれています。時間までに学校敷地内から御退出ください。

#### ④利用報告書の記入

P18に記載の「学校施設利用報告書」に必要事項を記入し、報告書は、半年に一度（4～9月分を10月末まで、10～3月分を4月末までに）市民総合体育館窓口へ提出してください。連絡事項があるときや、報告書の記入欄が埋まったときは、随時提出をお願いします。

※利用報告書の用紙は、市民総合体育館の窓口でお渡しします。（コピーして使用しても構いません。）

#### (2) 利用のキャンセルについて

- ・利用を許可された日程のうち、利用をキャンセルする日がある場合は下記のとおり連絡をお願いします。
- ・団体名、キャンセルする学校名、施設、日時をお申し出ください。
- ・施設管理上、無断で利用をキャンセルしないよう、お願いいたします。

#### ① 利用日より前にキャンセル連絡をする場合

文化スポーツ課へ連絡（TEL：042-346-9612）

※平日8：30～17：00まで

#### ② 利用日当日にキャンセル連絡をする場合（当日天候不良時を含む。）

学校及び文化スポーツ課へ連絡

※学校開放の件であることを伝えた上で、副校長または警備員へ。

※17：00以降、土日、又は祝日の場合など、学校および文化スポーツ課に繋がらない場合は、事後で構いませんので、翌平日に文化スポーツ課へ連絡をお願いします。

#### (3) 追加申込みについて（体育館利用団体のみ）

- ・許可書発行日以降、市民総合体育館窓口で当該月の利用予定に空きがあれば、登録外の施設の日時でも追加申込みができます。

※4月の追加申込みであれば3月21日から申請可

- ・追加申込みは、空きのある学校・日時で受け付けます。空き状況を市民総合体育館窓口でご確認いただき、申込書を記入して提出してください。

※登録していない学校・日時も申込みできます。

- ・追加申込みの順番は、以下の方法で決めることとなります。

①抽選受付…許可書発行日の開館時間（8：30）に集まった団体で順番の抽選を行い、申請順を決める。

※抽選受付の場合、最初に申請できるのは5箇所までです。それ以上の追加申請を希望される場合は、最初の申請終了後、受付順の最後に回っていただき、もう一度順番が来るのをお待ちください。

②先着受付…①抽選受付による追加申込み終了後は、先着順で随時受け付けます。

- ・追加申込みができるのは、利用日の7営業日前までです。

- ・申込み後は、学校に利用許可の確認をした上で、利用可否を申請者へ連絡します。利用可能のときは、利用日までに許可書を受け取りに来てください。なお、学校との調整には、数日程度時間を要します。
- ・学校行事等で急遽利用できなくなる場合があります。

#### (4) 文化スポーツ課からの連絡について

急遽の開放中止などの連絡は、申請者もしくは代表者へ電話で連絡いたします。

日中（9：00～17：00）に連絡がとれる連絡先を登録時に申請いただくとともに、留守番電話の設定をお願いします。

## 5 利用上の注意

### (1) 校庭・体育館（共通）

- ①利用許可書を受け取った後は、必ず利用可能な日を確認すること。
  - ②申込内容と異なる利用や、利用を承認された者以外の利用（転貸）を行わないこと。
  - ③開放時間前の施設への立ち入り、倉庫からの用具の運搬は行わないこと。
  - ④利用を承認された施設以外の場所に立ち入らないこと。
  - ⑤校門は、出入りの度に閉めること。
  - ⑥活動中の水分補給を除き、飲食をしないこと。
  - ⑦施設備品等は、許可されたもののみを利用すること。
  - ⑧学校敷地内及び敷地外周辺は禁煙です。学校で試合を行う場合は相手チームにも周知を図ること。喫煙をする場合は、近隣の喫煙所を利用するなどマナーを守ること。
  - ⑨車の利用は原則禁止です。
  - ⑩石灰やボール等の消耗品は各団体で用意すること。
  - ⑪近隣に対する騒音に配慮し、利用後は速やかに学校周辺から退出すること。
  - ⑫利用が終了したときは、現状復帰を行うこと。
  - ⑬利用後は清掃を行い、利用に生じたごみ等は、必ず持ち帰ること。
  - ⑭活動中の指導の声や声援は周辺にも聞こえるため、大声での指導や罵声とも受け取られる、周囲が不快となる言動を慎むこと。
  - ⑮練習試合等で来校したチームも、利用団体の責任で管理すること。
  - ⑯活動中に利用団体とは関係のない人を学校敷地内に立ち入らせないこと。
  - ⑰活動中の事故や怪我、学校施設や設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに学校警備員に伝えること。その後、副校長及び文化スポーツ課に連絡をすること。
- ※利用中に、発生した事故は、施設に瑕疵があった場合を除き、すべて利用者の責任となります。**
- ⑱夏季については、熱中症対策に十分留意すること。
  - ⑲災害発生時は、施設管理者の指示に従うこと。

### (2) 校庭

- ①ボールが校庭内から飛び出さないように、練習場所や練習方法等の工夫をして利用すること。  
(近隣に迷惑がかかった場合は、各団体で速やかに対応をすること)
- ②グラウンドコンディションが悪く、使用後に現状復帰ができない場合は利用しないこと。
- ③石灰は各団体で用意すること。石灰でラインを引いた場合は、練習後に必ず消して原状復帰すること。
- ④ペグ等を使用しようとする者は、毎年度、4月1日以降にペグ等の配置、形状、材質、用途及び期間等を記載した「小平市校庭開放施設利用（スポーツ開放）におけるペグ等の使用申請書」を学校長に提出し、5月以降の初めて利用する日までに文化スポーツ課へ提出すること。

- ⑤子どもたちが建物や遊具、花壇・樹木等を傷つけることや、フェンスを乗り越える等の行為を行わないように指導すること。
- ⑥小さな子どもが池やプールなどの危険な場所に近寄らないように注意すること。

### (3) 体育館

- ①体育館専用のシューズを使用し、器具の運搬には床、壁等の保護に注意すること。
- ②体育館内の用具を入れる倉庫を定期的に清掃すること。
- ③手動昇降式の大人用バスケットゴールは、利用前の状態を確認して、水平より上には上げないように注意すること。(巻き上げすぎるとロックがかかって動かなくなります。)
- ④電動昇降式の大人用バスケットゴールの操作は必ず大人が行い、昇降時は途中で止めないこと。また、昇降させる際には、ゴール下(周辺)に人がいないことを確認して行うこと。

### (4) 学校別の特記注意事項

下記の内容は、今までに学校や近隣住民から挙げられている要望です。今後利用予定の学校につきましては、必ずその内容を御確認ください。

#### ①近隣への騒音等に特段の注意を要する学校

**【一小・二小・三小・五小・八小・十一小・十二小・十四小・十五小・花小金井小・鈴木小】**

住宅が隣接する上記の学校については、住宅側の窓やカーテンを閉めて防音に努めながら、大きな声や音を出さないように注意し、校門の開閉もお静かにお願い致します。近隣からの苦情等があった場合は時間や種目を制限、もしくは開放を中止とする場合があります。

**【二小校庭・三小・十四小・十五小校庭】**

大声での指導・応援や罵声とも受け取られる言動は慎むこと。

**【三小・花小金井小・鈴木小】**

駐車スペース付近での会話や、自動車のドア・トランクの開け閉めの音に気をつけ、不要なアイドリングをやめて、クラクションは絶対に鳴らさないこと。

**【三小・五小・七小・八小・十一小・十四小】**

学校の敷地内だけでなく、校門付近等の学校周辺においても、喫煙しないこと。

**【八小】**

体育館北側の窓(床と接している小窓含む)、扉およびカーテンをしめること。

住宅と隣接している校庭南側の通路は、許可された時間外は通行・駐車しないこと。

**【十一小体育館】**

利用中は体育館南側の扉を開放しないこと。

#### ②校庭の利用に特段の注意を要する学校

**【二小・八小・九小・十四小・花小金井小】**

野球やサッカー等の球技を行う際は、ボールを学校の敷地外に出さないように練習場所や練習方法等の工夫をして利用し、ボールを使って子どもたちだけで遊ぶことのないように注意を払うこと。

**【三小】**

校庭に砂ぼこりが立つときには、スプリンクラーの作動をすること。

校庭の利用は、第一校庭のみとすること。

### 【六小】

キックボード（木製の的当て）は使用しないこと。

### 【十一小】

校庭に打ったペグ等は、毎使用後に全て引き抜くこと

### 【十四小】

キャッチボールやシュート練習の際は、ボールが東側フェンスを越えないように工夫して利用すること。

学童の建物に、配慮して利用すること。

## ③駐輪場の利用に特段の注意を要する学校

### 【二小】

自転車は、日中は北校舎裏のプール側、夜間は体育館裏の通用門付近に駐輪すること。

### 【十三小】

学校敷地内は、自転車から降りて移動すること。また、指定された場所を守り、整列して駐輪すること。

### 【学園東小】

学童保育から帰宅する子どもの通路を必ず確保すること。端から順に駐輪すること。

### 【鈴木小】

校庭につながる地下道入口の門の外側には駐輪をしないこと。駐輪は正門～渡り廊下のスペースを使用すること。

## ④その他特段の注意を要する学校

### 【十三小】

校庭の利用は、下記3点を厳守すること。

①校庭を試合で使用する際は、土日等の連日の使用はしないこと。

②試合を行った次の週は、試合を行わないこと。（1週空けること）

③芝生が荒れてしまった際は、直ちに学校に報告すること

### 【上宿小】

体育館前の芝生広場は、スパイクで入場しないこと。また、芝生の上での飲食やボール遊びもしないこと。

### 【一中】

体育館に砂が入るのを防ぐため、校庭側の小窓は開放しないこと。

フットサルをする際には、必ずネットを引くこと。ネットを開閉する際は、必ず大人二人以上で、開閉用ロープを引くだけでなく、ネット本体にも手を添えて引き、丁寧に扱うこと。

## (5) 利用許可の取消しについて

下記の項目を守らない団体については、利用の許可を取り消し、又は利用を制限、若しくは停止とします。

- ① 許可条件又は文化スポーツ課及び学校の指示に従わないとき。
- ② 許可を受けた利用時間(準備及び後片付けの時間を含む)以外に利用したとき。
- ③ 利用申請の手続きをとらないまま、学校施設を利用したとき。
- ④ 利用方法が、学校教育に支障をきたすと認めるとき。(学校施設や設備・備品等の破損、ぬかるみがひどい状態での校庭利用等)
- ⑤ 他の利用者に損害又は迷惑を及ぼすと認められるとき。
- ⑥ 開放施設内での大声や罵声、駐車場での会話、その他騒音となるような行為によって地域住民に迷惑を及ぼすとき。
- ⑦ 営利目的や秩序を乱し、公益を害する恐れのあるとき。

## 6 その他

### (1) 学校施設スポーツ開放連絡会議について

学校施設スポーツ開放事業を推進し、情報交換を通じて円滑な運営を図るため、年に一度、「学校施設スポーツ開放連絡会議」を書面にて開催します。

### (2) 問合せについて

#### ①問合せ先

- ・スポーツ団体開放全般や、キャンセル連絡等はこちら

小平市地域振興部文化スポーツ課  
〒187-8701 小平市小川町2-1333  
TEL : 042-346-9612  
FAX : 042-346-9575  
メール : cdc0020@city.kodaira.lg.jp

- ・追加申込みの空き状況確認等はこちら

小平市民総合体育館  
〒187-0025 小平市津田町1-1-1  
TEL : 042-343-1611  
FAX : 042-344-4026

#### ②問合せ受付時間について

	受付時間	備考
文化スポーツ課	8:30~17:00	土曜・日曜・祝日は対応していません
市民総合体育館	8:30~21:00	休館日(毎月第一月曜日)の受付時間は、8:30~17:00

#### ③問合せの際のお願い

市では、学校施設スポーツ団体開放の他に、市営グラウンド等の体育施設の管理も行っています。そのため、問合せをされる場合は、まず「学校施設開放」の件であることを伝えてください。



別記様式第3号（第8条関係）

小平市開放施設利用申込書  
（スポーツ開放）

小平市教育委員会 殿

次のとおり、開放施設の利用を申し込みます。

（ 4月 分）

令和 〇年 〇月 〇日

利 用 団 体	団 体 名		<b>ぶるべーず</b>	登 録 番 号	<b>100</b>
	代表者氏名		<b>小平 太郎</b> 電話 XXX-XXXX		
	申請者	氏 名	<b>小平 花子</b> 電話 XXX-XXXX		
		住 所	<b>小川町〇丁目〇町〇番地</b>		
開 放 校	小平市立 <b>小平第一小</b> ・中学校（校庭 <b>体育館</b> ・柔道場・剣道場・多目的室）				
種 目	<b>バレーボール</b>				
利用備品	<b>ネット、アンテナ、ポール</b>			ペグ等使用 無・有	
利用人数	計 <b>15</b> 人 （成年 <b>10</b> 人・未成年 <b>5</b> 人）				
利 用 希 望 日 時 等	利 用 希 望 月 日 及 び 時 間			調 整 時 間	
	<b>4月 1日(水) 18時00分～20時45分</b>			時 分～	時 分
	<b>4月 8日(水) 18時00分～20時45分</b>			時 分～	時 分
	<b>4月15日(水) 18時00分～20時45分</b>			時 分	時 分
	<b>4月22日(水) 18時00分～20時45分</b>			時	時 分
	団体登録時に認められた範囲の時間内で、 利用希望日時記入してください。			時	時 分
	月 日( )			調整時間欄は、団体で記入された利用希望時間が叶 わなかった場合に、文化スポーツ課で許可できる時間 を記載する欄ですので、申請者は記入不要です。	
	月 日( )				
	月 日( )				
	月 日( ) 時 分～ 時 分				
月 日( ) 時 分～ 時 分			時 分～ 時 分		

ペグ等を使用しようとする者は、ペグ等の配置、形状、材質、用途及び期間等を記載した書類を  
学校長に提出すること。

記入例

別記様式第4号（第8条関係）

小平市開放施設利用許可書  
(スポーツ開放)

次のとおり、開放施設の利用を許可します。

( 4月 分) 令和 〇年 〇月 〇日

利 用 団 体	団 体 名		<b>ぶるべーず</b>	登 録 番 号	<b>100</b>
	代表者氏名		<b>小平 太郎</b> 電話 XXX-XXXX		
	申請者	氏 名	<b>小平 花子</b> 電話 XXX-XXXX		
		住 所	<b>小川町〇丁目〇町〇番地</b>		
開 放 校	小平市立 <b>小平第一小</b> 中学校 (校庭 <b>体育館</b> ・柔道場・剣道場・多目的室)				
種 目	<b>バレーボール</b>				
利用備品	<b>ネット、アンテナ、ポール</b>			ペグ等使用	<input checked="" type="radio"/> 有
利用人数	計 <b>15</b> 人 (成年 <b>10</b> 人・未成年 <b>5</b> 人)				
利用許可 日時等	利用許可月日及び時間			調整時間	
	<b>4月 1日(水) 18時00分～20時45分</b>			時 分～時 分	
	<del>4月 8日(水) 18時00分～20時45分</del>			<del>時 分～時 分</del>	
	<del>4月15日(水) 18時00分～20時45分</del>			<del>時 分～時 分</del>	
	<b>4月22日(水) 18時00分～20時45分</b>			<b>18時30分～20時45分</b>	
	月 日( ) 時 分～時 分			時 分～時 分	
	月 日( ) 時 分～時 分			時 分～時 分	
月 日( ) 時 分～時 分			時 分～時 分		
月 日( ) 時 分～時 分			時 分～時 分		
月 日( ) 時 分～時 分			時 分～時 分		
許可条件					

学校使用

欄外右側に不許可の理由を付記します。  
ただし、他団体との調整により不許可となった場合は、理由を付記しません。

取消線が引かれた日時は使用できません。  
申請された時間に支障がある場合は、調整時間欄に許可できる時間が記載されます。

本記載例では、  
4月 1日…18時～20時45分で利用可  
4月 8日…学校行事のため利用不可  
4月15日…他団体との調整のため利用不可  
4月22日…18時30分～20時45分で利用可 となります。

小平市教育委員会 ㊟

# ◇ 学校施設 利用報告書

4～9月分を10月31日まで、10～3月分を4月30日までに文化スポーツ課へ提出してください。  
 ※連絡事項があるときや、報告書の記入欄が埋まったときは、随時提出をお願いします。

## 団体名( ) 利用校( 小・中学校 校庭・体育館)

利用日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
責任者名 (記入者)														
利用人数	未成年	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	成人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
利用時間	開始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	終了	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
利用時間を守って利用したか														
学校施設や設備・備品を大切に利用したか														
ベグ等の位置等の安全確認はしたか														
事故やケガがなく安全に利用したか														
トイレを清潔に利用したか														
自転車(自動車)を所定の位置に整えて停めたか														
迷惑になるような声や音を出さなかったか														
清掃をして、利用施設内の点検を行ったか														
利用施設を利用前の状態に戻したか														
利用終了後、学校警備員に報告をしたか														
速やかに解散し、帰宅したか														
その他、注意事項や開放校別の遵守事項を守ったか														

### 点 検 項 目

### 連 絡 事 項